

## 第14回 稲城市住所整理地区市民検討会（矢野口・東長沼・百村京王線以南地区）

実施日：令和6年11月22日（金） 午後7時00分～午後8時30分

会場：マサヤビル 2階 稲城市役所マサヤビル会議室

参加数：地区市民検討委員11名（欠席8名）

事務局3名（谷口課長、平林係長、小出主事）

---

### 次第1 新しい町の名称に関するアンケートの結果について

委：「南山」が過半を超える結果となっている。町名は「南山」で異論はないか。

委：異論なし。

### 次第2 町割り等の検討

市：前回の意見等を反映した町割り案（スライド11）を作成した。

委：二丁目から三丁目へ変更した箇所について、理由を確認したい。道路で区切る元の案の方がわかりやすいのではないか。

市：前回の意見にもあったが、当該地区は二丁目の他の地区に比べてかなりの高低差があり、道路向かい側の三丁目側と同じ高さとなる。また、住宅地と商業施設のように建物の性質が異なることから、三丁目に含めた案を作成した。

委：当該地区は商業施設が予定されている。また、山のような地形であり、高低差が大きい。そうしたことを踏まえると、北側の緑地や住宅地とは異なる地区とを感じる。

委：平面図で見たときにすっきりしないように感じたが、実情に合わせた案であれば異論はない。

市：今回示した案（スライド11）を検討結果の報告案としてよいか。

委：異議なし。

### 次第3 市長報告の内容について 住所整理の手法について

市：検討会で検討した結果をとりまとめ、市長に報告する。町名や町区域のほか、住所整理の手法や街区表示板等について検討いただきたい。

委：「住居表示」は、地番が変わらないため、土地の分合筆等の影響を受けず、建物の出入口が変わらなければ住所も変わることはない。しかし、住居の間隔が空いている場合には、住所が連続しないデメリットがある。

「町界町名地番整理」は、土地区画整理事業等に伴う場合には、地番と住所が一致するため分かりやすく、数字の並びも綺麗になる。しかし、土地の分合筆が起きれば、再度住所が乱れていくおそれがある。

今回、検討している地域については、土地区画整理事業が行われており、道路や土地が整備されるため、「町界町名地番整理」が適しているという認識で間違いはないか。

市：お見込みのとおり。

委：対象区域には、南山東部土地区画整理事業区域以外の地域も含まれるが、同じ手法で住所整理を実施するのか。

市：同じ手法が望ましいと考える。なお、稲城駅前の区域も過去に第一土地区画整理事業が実施された箇所であり、対象区域の大部分が土地区画整理事業を実施した箇所となる。

委：宅地は住居に適した面積のため問題がないが、農家の方は一反の規模で土地を持っている。このような土地に相続等が生じ、分筆を行っていくと、現状のように住所がわかりにくくなるおそれがあるのではないかと。

市：相続等により、地積規模の大きな宅地等として、分合筆して売買されると、住所がわかりにくくなるおそれがある。しかしながら、今回の対象区域は、ある程度整備が進んでいるため、今後大規模な開発や分合筆等が繰り返し行われることは考えにくい。また、住所整理により、「〇丁目〇番」のように町区域や親地番等が整理されれば、一定のわかりやすさは確保できる。

これらを考慮すると、「町界町名地番整理」にメリットがあると思う。

委：そのような判断であれば、異論はない。

委：矢野口・東長沼・百村の各地区では、同じ番号の地番が使用されている。新しい町名として住所整理を行う際は、改めて地番を振りなおすという認識でよいか。

市：「町界町名地番整理」であれば、「〇丁目〇番〇」のように地番を振りなおす形となる。なお、「住居表示」の場合は、「〇〇〇丁目」の町名部分に変更となる。

委：住所整理に伴う登記変更等の費用はどうか。

南山東部土地区画整理事業区域については、換地処分の際に改めて登記をするため、組合が費用を負担すると思うが、それ以外の区域の登記の費用については、市が負担するのか。

市：住所変更手続きとしては、基本的に個人で手続きいただく場合、費用はかからない。また、住所整理事業としては、土地区画整理事業区域は組合負担、それ以外の区域は市負担という形になるかと思う。

委：手法は、「町界町名地番整理」で問題ないかと思うが、異論ないか。

委：異論なし。

### 次第3 市長報告の内容について 街区表示板等について

市：街区表示板等の色は、稲城市住所整理実施要領により、原則として、お示しする12色の範囲で選択し、隣接する特定名称（〇丁目の前の名称）の区域で同じ色を使用しないものとされている。

委：あとから住所整理を実施する地区は、残った色を選ぶことになるのか。

市：隣接していなければ、同色でも使用可能となる。

委：矢野口、東長沼、百村地区として、この色は残してほしい、という意見はあるか。

委：先に決めていただいて、問題ない。

委：住居番号表示板は、貼らなくてはならないのか。

市：わかりやすい場所につけていただくよう、ご協力をお願いしている。

委：坂浜地区の場合、街区表示板の下部に避難所のQRコードなどがレイアウトされているが、この箇所は自由に決めることができるのか。

市：基本的には坂浜地区の例と同様、避難所を示すことを想定している。

委：表示板の色については、新町名予定範囲内に住んでいる委員の意見を尊重すべき。

委：家族の意見もあり、文字とコントラストがはっきりしている地色がよいと思う。特に「暗い青」がはっきりして良いと感じた。「青味黒」も、実際には黒とは異なり、見やすくなじみやすい色と感じる。

委：新しい町であるため、斬新な色でもよいと思う。塗料の経年劣化を考慮すると、淡い色は避けた方がよい。「青味黒」は、コントラストがはっきりしていて、斬新さのある色でよいのではないか。

委：家族に確認したところ、全員一致で「にぶ緑」となった。地区のイメージや南山小学校の校歌などから緑が連想され、若い人も多いことから、ポップな色がよいのではないかという意見だった。色あせてしまうのであれば、最初から淡い色でよいとも考えられる。

市：参考として、坂浜地区では同地区に緑が多いという理由から黄緑が選ばれた。

なお、街区表示板は電柱やフェンス、擁壁等につけるが、住居番号表示板は玄関や門柱等につける。

「わかりやすさ」と「貼りやすさ」を考慮し、違和感のない色にすることが望ましい。

また、対象地区の一部には、通常と色の異なる茶色の電柱があった。

委：茶色の電柱は一区画のみ。通常はコンクリートの電柱が設置されており、また、電柱が無い箇所もある。

委：電柱の無い箇所では、街区表示板を擁壁等に貼ることになる。それを考慮すると、落ち着いた色が望ましい。

委：感覚的には、表札の色に近いのではないか。

委：現在、「暗い青」、「青味黒」、「にぶ緑」が選択肢としてあがっている。

委：本日欠席されている方も含め、新町名予定範囲内に住んでいる委員で決めてもらうのがよい。

市：次回までに意見を取りまとめる。